

第四期中期計画（2024～2028年度）

基本指針		5年後の目標	事業項目
分類	内容		
I ソーシャルワークの推進	1 情報収集力、政策提言等発信力の強化	①社会福祉の動向をとらえた積極的な情報発信・意見表明の実施（シンクタンク機能の構築） ②政治的アプローチ、政策提言の活性化 ③広報活動の強化	■調査研究費の確保に向けた情報収集・関係構築 ■調査研究と政策提言が持続的に可能な体制の確立（政策実践研究員の採用） ■議員連盟等と連携しながら、政治的アプローチを行う。 ■ブランディング戦略の検討 ■会報、ホームページ、SNS 発信等の検討 ■エビデンスに基づく、社会福祉士の実践の見える化
	2 権利擁護活動の強化	①権利擁護支援のための地域連携体制に資する人材の養成と実践の促進 ②地域連携体制に資するための仕組みづくり	■虐待対応専門職チームと成年後見制度利用促進担当者間における有機的な連携体制の推進 ■都道府県・市町村等における虐待対応力の向上と体制整備の促進及び自治体支援の為の人材育成と県士会支援 ■県士会における虐待防止をはじめとした権利擁護支援の取組事例の収集 ■市町村において中核機関の機能を果たす部門への実践力のある社会福祉士の配置促進 ■専門職後見人の養成 ■市民後見人の育成支援 ■意思決定支援に根ざした支援の深化（普遍化） ■本人情報シートの改正に向けた取組 ■家庭裁判所をはじめとする司法機関との連携強化
	3 地域共生社会の実現に資する体制構築の推進	①地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能の発揮	■重層的支援体制整備事業等における社会福祉士の配置状況の調査 ■県士会における行政計画や審議会への参画状況の調査 ■全国研究集会等を通じた、行政所管課との連携強化 ■障害者福祉の課題に対応するための体制強化
II 活動基盤の強化	1 日本と県士会の組織目標・指向性の共有	①連合体としての体制の強化 ②倫理綱領・行動規範の普及啓発と定着	■日本と県士会の連携の在り方の検討 ■小規模な県士会への支援についての検討 ■不祥事案への対応と発生予防 ■倫理綱領・行動規範に関する研修の充実・強化 ■独立型社会福祉士の位置づけの整理
	2 財政の健全化及び安定化の確立	①財源と事業の均衡状態の確立	■新たな収入源確保 ・寄付金控除活用、新規賛助会員、他 ■継続的な経費節減 ・ペーパーレスの推進を含む
	3 県士会の組織強化支援	①県士会の事務局体制の強化 ②会員数増加（5万人に） ③ブロック等県士会間連携の推進	■県士会会員入会促進策の検討 ■退会抑制策の検討・実施 ■入会促進キャンペーンの効果検証 ■事務局職員研修、代表者会議の実施 ■災害支援、研修等における広域連携の推進 ■各県士会における取組実践の共有
	4 実質的な業務独占の獲得	①社会福祉士配置の促進	■実態調査、研究事業等に基づく政策提言 ■エビデンスに基づく、社会福祉士の実践の見える化（重層的支援体制整備事業、社協、福祉事務所、介護保険施設の相談員等、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく事業に関する実態調査、等）
	5 関係団体との連携強化	①ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合 ②ソーシャルワーカー関係団体以外との連携強化（全社協、分野別団体、司法関係、他）	■共同事業の実施 ■日本医療ソーシャルワーカー協会との連携強化・統合に向けた取組 ■日本ソーシャルワークセンターとの連携 ■調査研究事業、連絡会等を通じた連携 ■共同事業の実施
	6 不測の事態における対応の強化	①災害時における業務継続体制の確保 ②災害時における支援・受援体制の構築	■事業継続計画（BCP）のブラッシュアップ ■災害対応ガイドラインの見直し ■災害支援における DWAT との関係整理
	7 DX化の推進	①研修システムの効率化 ②事務局業務の効率化	■キャッシュレス決済等の検討 ■事務局業務へのクラウドサービス等の導入
III 専門性の向上	1 生涯研修制度の充実	①生涯研修制度をよりわかりやすく伝える ②基礎研修プログラムの内容充実 ③e-ラーニングの拡充（25本作成） ④認定社会福祉士制度と生涯研修制度の連動性の強化	■研修のオンライン化の推進 ■e-ラーニングコンテンツの充実 ■基礎研修プログラム・テキストの改訂等
	2 実践研究力の向上	①学会発表・論文投稿を通じた実践研究力の向上	■学会発表、論文投稿しやすい仕組みの検討 ■審査体制の見直し
	3 専門的力量的形成	①認定社会福祉士制度の普及・推進 ②スーパービジョン体制の強化	■認定社会福祉士の普及・推進にむけた機構への働きかけ（新ルートの検討、更新の簡素化、等） ■認定社会福祉士に関するわかりやすい広報ツールの検討 ■スーパービジョン実施体制の強化（グループスーパービジョン含む）

※日本社会福祉士会を「日本」、都道府県社会福祉士会を「県士会」として略しています。